

茨木市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1 茨木市における男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を、総合的に企画し、円滑かつ効果的に推進するため、茨木市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画を推進するための重要事項に係る協議・調整に関すること。
- (2) その他男女共同参画施策推進に関すること。

(組織)

第3 推進本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 本部長は市長、副本部長は市民文化部担当副市長をもって充てる。

(本部長)

第4 本部長は、推進本部の事務を掌理し、これを代表する。

2 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、これを主宰する。

(幹事会)

第6 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会に幹事長を置き、市民文化部長の職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、幹事長及び別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。ただし、本部長が必要と認めるときは、これらの職以外の職にある関係職員を幹事とすることができる。

4 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、これを主宰する。

5 幹事長に事故あるときは、人権・男女共生課長が、その職務を代理する。

6 幹事長は、その所掌事務を遂行するために必要があるときは、関係職員に対し資料の提出、説明等を求めることができる。

7 幹事長は、幹事会で検討した事項を必要に応じて、本部長に報告するものとする。

(男女共同参画担当部会)

第7 幹事会に、男女共同参画担当部会（以下「担当部会」という。）を置く。

2 担当部会に部会長を置き、人権・男女共生課長の職にある者をもって充てる。

3 担当部会は、部会長及び別表第3に掲げる職にある者をもって組織する。ただし、本部長が必要と認めるときは、これらの職以外の職にある関係職員を担当部員とす

ることができる。

- 4 担当部会は、必要に応じて部会長が招集し、これを主宰する。
- 5 部会長に事故あるときは、人権・男女共生課男女共生係長がその職務を代理する。
- 6 担当部会は、幹事長が指示した事項について検討する。
- 7 部会長は、担当部会で検討した事項を必要に応じて、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第8 推進本部、幹事会及び担当部会の庶務は、市民文化部において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から実施する。
- 2 茨木市女性問題推進委員会設置要綱（平成3年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年6月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成26年8月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表第1（第3関係）

市長 副市長 水道事業管理者 教育長 市理事 議会事務局長 総務部長 危機管理監 企画財政部長 市民文化部長 福祉部長 健康医療部長 こども 育成部長 産業環境部長 都市整備部長 建設部長 会計管理者 消防長 水 道部長 教育委員会教育総務部長 同学校教育部長 部に理事を置くときは当 該部の理事
--

別表第2（第6関係）

総務課長 危機管理課長 人事課長 政策企画課長 まち魅力発信課長 地域 コミュニティ課長 市民生活相談課長 文化振興課長 人権・男女共生課長 地域福祉課長 障害福祉課長 福祉総合相談課長 健康づくり課長 こども政 策課長 子育て支援課長 保育幼稚園総務課長 商工労政課長 都市政策課長 建設管理課長 議会事務局総務課長 消防本部総務課長 水道部総務課長 教育委員会教育政策課長 同社会教育振興課長 同学校教育推進課長

別表第3（第7関係）

危機管理課防災政策係長	人事課研修係長	まち魅力発信課広報係長	地域コミュニティ課地域活動グループ長	文化振興課生涯学習係長	人権・男女共生課男女共生係長	男女共生センター所長代理	地域福祉課政策係長	障害福祉課計画推進係長	福祉総合相談課地区保健福祉係長	健康づくり課健康企画係長	こども政策課政策係長	子育て支援課育成グループ長	保育幼稚園総務課管理係長	商工労政課労働福祉係長	教育委員会社会教育振興課社会教育係長
-------------	---------	-------------	--------------------	-------------	----------------	--------------	-----------	-------------	-----------------	--------------	------------	---------------	--------------	-------------	--------------------